

# いじめ対応充実の手引き⑮



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

## いじめが起きた場合の対応

### 保護者との連携（いじめられた児童生徒、いじめている児童生徒の保護者への対応）

いじめの事実を把握したら、関係児童生徒の保護者に把握した事実を丁寧に説明するとともに、支援・指導方針を理解してもらう必要があります。その上で学校と保護者とが協力していじめ問題を乗り越え、児童生徒をよりよい方向に導いていくことが大切です。

#### 基本的姿勢

いじめ問題が起きたときの学校の支援・指導方針を日ごろから保護者に周知し、理解を得ておく。

学校で把握したいじめは、児童生徒より正確に学校から保護者に伝える。

「いじめ」という言葉だけでなく、具体的な出来事として正確に伝える。

#### 《いじめられた児童生徒保護者への対応》

保護者の  
思いになる。

##### 事案発生日

- 保護者からの訴えがあった場合には丁寧に聞き、事実を調べ、いじめがあった場合には児童生徒を守ることを約束する。
- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭に電話連絡し、その日のうちに家庭訪問をし、把握した事実を正確に伝える。
- 学校として児童生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 児童生徒の様子等について情報を得る。また、家庭での児童生徒への配慮を依頼する。

- ・ 家族で守り抜くという思いを伝え、不安を取り除き、家庭を安全な居場所とする。
- ・ 傷ついている心を理解し、自信を持てるような励ましをする。
- ・ いじめにより、心身に危険がある場合は学校を休ませる。
- ・ ささいな変化（危険信号）にも注意する。
- ・ 学校と連絡を取り合う。

安心と  
安全

《家庭では》

##### その後

- 対応経過をこまめに伝えるとともに、いじめの全体像がわかるまで、冷静に判断し、相手の保護者への抗議など避けるよう依頼する。
- いじめた児童生徒、保護者が謝罪の意向を示した場合は、どのような形態がよいか打診する。
- 謝罪が行われた後も対応を継続し、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 何かなくても児童生徒の様子を保護者に伝えていく。（そのために、伝えるべき児童生徒のよさを引き出せるように支援を行う必要がある。）

## 《いじめた児童生徒保護者への対応》

観衆的立場の児童生徒の保護者への対応もこれに準ずる。

保護者の  
心中を察  
する。

### 事案発生日

- 事情聴取による事実確認後、家庭に電話連絡し、家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童生徒に事実の確認をする。
- 事情聴取のために帰宅が遅くなりそうな場合は、あらかじめ電話連絡し、了解を得たうえで、自宅まで送り届けるなどの配慮をする。
- 事実を正確に伝え、指導方針を示し、具体的な助言をする。
- 事実を認めなかったり、うちの子だけではないなどとして、学校の対応を批判したりする場合は、あらためて事実確認と学校の指導方針を示し、理解を求める。また、相手の児童生徒の様子や気持ちも伝え、辛さを理解してもらうとともに、学校では事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 家庭での児童生徒への対応をお願いする。

- ・家族で役割を分担し、叱責だけにならないようにする。ともに考えようという姿勢を示す。
- ・まだ、明らかになっていない事実や背景があれば聞いてもらう。また、子どもの思いを聞いてもらう。
- ・いじめられた児童生徒の意向に沿って謝罪できるように促す。
- ・今まで以上に親子のかかわりを多くする。

気持ちや  
背景を受  
け止める。

《家庭では》

### その後

- いじめられた児童生徒、保護者の意向をあらかじめ確認した上で、思いに添った形で謝罪を行うように促す。
- 謝罪が行われた後も対応を継続し、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。また、それまでの指導の経過と本人の変容を保護者に伝える。

## こんな対応はNO!

- いじめを認知した後、保護者への連絡が遅れたり、滞ったりして対応が後手に回る。
- 自分の憶測を交え、不確かな事実を伝える。
- 支援の方針があやふやだったり、軽々しく伝えたりする。
- 根拠もなく、「いじめではないから大丈夫だ」とか、「相手も反省しているから心配ない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- いじめた児童生徒の保護者は、怒り、情けなさ、不安などにかられ、追い詰められて、自己防衛したり、攻撃的な態度に出たりすることもある。それを理解せずに、一方的に非を責めたりすることは逆効果である。
- 過去のことや別のことを引き合いに出して指導する。
- 児童生徒の人間性を否定したり、保護者の子育てに言及したりするような言い方をする。
- 事実関係があやふやだったり、二転三転したりする。また、指導方針が一貫せず、ぶれる。

## 保護者との日常的な連携

いじめ問題を解決するには、一貫してぶれない学校の支援・指導方針とともに、学校の対応への保護者の理解、協力が欠かせません。誤解を招き、児童生徒同士の関係改善に必要以上に時間がかかってしまったり、溝が深くなってしまったりする場合があります。

そのため、日ごろから保護者と連携できるようにしておく必要があります。

- 年度当初や学期の初めに、学校便りや学年だよりなどを通し、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- 各学校の「いじめ対応マニュアル」を用いて、授業参観時の学級PTA等の場で、いじめ問題の学習会を行ったり、上記を繰り返し周知したりする。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援・指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- 家庭向けのいじめ対応リーフレットなどを作成・配布し、家庭でのいじめ未然防止、早期発見・早期対応のガイドラインとする。

各学校では、「いじめ対応マニュアル」を整備してあることと思いますが、大部にわたる場合は、保護者にとってなかなか理解しにくいことも考えられます。そのため、「学校としてのいじめ問題に対する考え方」、「いじめ問題への対応の基本方針」、「家庭でのいじめ未然防止、早期発見・早期対応のガイドライン」、「いじめを発見したときの対応の仕方」などを端的に示し、家庭の協力を得ることが有効でしょう。また、地区懇談会などの機会に地域の方にも配布し、ともに児童生徒を見守ってもらえるようにすることもよいでしょう。